

倉吉市上下水道局企業管理規程第7号

倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程を次のように定める。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成17年倉吉市条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分担金の額)

第2条 条例第4条の規定により各受益者が負担する分担金の額は、条例第3条の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めた分担金の総額を受益者の総数で除して得た額の範囲内で算出するものとし、倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成3年倉吉市条例第15号）第4条第3号に規定する排水区域ごとの額は、次の表のとおりとする。ただし、一般家庭を除く事業所等の受益者に係る分担金の額は、管理者が別に定める。

排水区域		分担金の額
小田地区農業集落排水区域	小田	274,222円
	古川沢	275,976円
上神地区農業集落排水区域		446,916円
横田地区農業集落排水区域		253,777円
尾原地区農業集落排水区域		444,213円
津原地区農業集落排水区域		450,018円
三江地区農業集落排水区域		363,689円
中野地区農業集落排水区域		523,965円
下米積地区農業集落排水区域		299,353円
志村地区農業集落排水区域		450,335円
東鴨地区農業集落排水区域		214,656円

2 前項に定めるもののほか、松河原泰久寺地区農業集落排水施設、山守地区農業集落排水施設、明高地区農業集落排水施設及び野添地区林業集落排水施設の排水区域については、1戸当たり23万円を基本負担額として、その7割を基本額割、3割を宅地面積（排水区域ごとの区域内平均課税宅地面積をいう。）割として算出するものとし、各受益者が負担する分担金の額は、宅地面積区分に応じて次の表のとおりとする。この場合において、当該分担金の算定基準となる宅地面積は、課税宅地面積によるものとし、これによりがたいとき、又は管理者が必要と認めるときは、実測によることができるものとする。

排水区域	宅地面積区分別分担金の額			
	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上
松河原泰久寺地区農業集落排水区域	166,432円	177,298円	188,163円	237,058円
山守地区農業集落排水区域	166,884円	178,654円	190,423円	243,386円
明高地区農業集落排水区域	165,928円	175,785円	185,642円	230,000円
野添地区林業集落排水区域	166,400円	177,200円	188,000円	236,600円

(分担金の決定通知)

第3条 条例第5条第2項に規定する通知は、前条第1項の排水区域にあつては集落排水事業受益者分担金決定通知書(様式第1号)、同条第2項の排水区域にあつては集落排水事業受益者分担金決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(事業着手後の新規受益者に係る分担金の徴収)

第4条 条例第8条に規定する新規受益者に係る分担金は、当該受益者が条例第2条第2号に規定する受益者となる旨の届出をした日の属する年度内に一時に徴収するものとする。ただし、排水区域ごとに事業に着手したときに受益者であった者に係る分担金の納期限が到来していないものについては、この限りでない。

2 前条の規定は、新規受益者に係る分担金について準用する。

(分担金の減免等)

第5条 条例第10条の規定による分担金の徴収猶予又は減額若しくは免除(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、集落排水事業受益者分担金減免等申請書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があつたときは、その適否を決定し、集落排水事業受益者分担金減免等決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 減免等の対象は、第1項の申請書を提出した日以後に納期限が到来する納期に係るものとする。

4 減免等を受けた者(以下「減免者等」という。)は、その理由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

5 管理者は、減免者等が前項の規定による届出をしたとき、又は届出を怠っていると認めるときは、減免等を取り消し、その理由が消滅した日の属する納期の次の納期以降については、管理者が定める方法により徴収するものとし、集落排水事業受益者分担金減免等取消通知書(様式第5号)により、その旨を当該減免者等に通知するものとする。

(分担金の納期限変更通知)

第6条 条例第11条第2項の規定による通知は、集落排水事業受益者分担金納期限変更通知書(様式第6号)によるものとする。

(受益者の変更)

第7条 条例第7条に規定する受益者の変更があつたときは、その当事者の一方又は双方は、遅滞なく、集落排水事業受益者異動申告書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申告書が提出されたときは、集落排水事業受益者分担金納付義務消滅通知書(様式第8号)により、納付義務が消滅した分担金の額を従前の受益者に通知するものとする。

(納付管理人)

第8条 受益者は、市内に住所を有しないとき又は有しなくなったときその他管理者が必要と認めたときは、受益者に代わって当該受益者の分担金の納付に関する事項を処理させるため、市内に住所を有する納付管理人を定め、集落排水事業受益者分担金納付管理人申告書（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、納付管理人を変更し、又は廃止した場合に準用する。

（住所又は氏名の変更）

第9条 受益者は、住所又は氏名を変更したときは、遅滞なく、集落排水事業受益者住所・氏名変更申告書（様式第10号）を管理者に提出しなければならない。ただし、受益者が前条第1項の納付管理人を設定したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、納付管理人の住所又は氏名を変更した場合に準用する。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、分担金の賦課及び徴収の事務取扱については、市税の例による。

2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、倉吉市公共下水道条例施行規則等を廃止する規則（令和2年倉吉市規則第17号）による廃止前の倉吉市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規則（平成17年倉吉市規則第55号）又は倉吉市林業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規則（平成17年倉吉市規則第57号）（以下これらを「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

集落排水事業受益者分担金決定通知書

年 月 日

受益者

住 所

氏 名 様

倉吉市長

印

あなたが 年度に負担される集落排水事業受益者分担金の額が決定しましたので、倉吉市集落排水受益者分担金徴収条例第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

分 担 金 決 定 額	百	十	万	千	百	十	円
納 期 限	年 月 日						

（注）この通知書は、あなたが負担する分担金の額をお知らせするもので、分担金の納付は別紙納入通知書でお願いします。

様式第2号（第3条関係）

集落排水事業受益者分担金決定通知書

年 月 日

受益者

住 所

氏 名 様

倉吉市長

印

あなたが 年度に負担される集落排水事業受益者分担金の額が決定しましたので、倉吉市集落排水受益者分担金徴収条例第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

分 担 金 決 定 額	百	十	万	千	百	十	円
納 期 限	年 月 日						

賦課対象宅地の所在	地 番	地 目	地 積	分 担 金 額	備 考
			m <sup>2</sup>	円	

（注）この通知書は、あなたが負担する分担金の額をお知らせするもので、分担金の納付は別紙納入通知書でお願いします。

様式第3号（第5条関係）

集落排水事業受益者分担金減免等申請書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

住 所

受益者 氏 名

Ⓜ

電 話

倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例第10条の規定による分担金の減免等を受けたいので申請します。

記

申請の区分	<input type="checkbox"/> 減 額 <input type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/> 徴収猶予		
分担金の額	円		
減免等の希望	減 免 額	年度分	円
	徴収猶予	年度分	年 月 日まで
申請理由			
添付書類			

様式第4号（第5条関係）

集落排水事業受益者分担金減免等決定通知書

年 月 日

受益者

住 所

氏 名 様

倉吉市長 印

年 月 日付けで申請のあった受益者分担金の減免等については、次のとおり決定したので倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程第5条第2項により通知します。

記

申請の区分	<input type="checkbox"/> 減 額 <input type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/> 徴収猶予			
決定の区分	<input type="checkbox"/> 減 額 <input type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/> 徴収猶予 <input type="checkbox"/> 却 下			
分担金の額				円
減免等の内容	減 免 額	年度分	円	
	徴収猶予	年度分	年 月 日まで	
備 考 (却下の場合 は、その理由)				

備考

減免等を受ける理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届け出てください。

(教示)

様式第5号（第5条関係）

集落排水事業受益者分担金減免等取消通知書

年 月 日

受益者

住 所

氏 名 様

倉吉市長

印

さきに決定の受益者分担金の減免等を、倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程第5条第5項により取り消したので通知します。

記

分 担 金 の 額 (円)	決定の区分	減 免 等 を 取 り 消 し た 理 由
	<input type="checkbox"/> 減 額 <input type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/> 徴収猶予	

(教示)



様式第6号（第6条関係）

集落排水事業受益者分担金納期限変更通知書

年 月 日

受益者

住 所

氏 名 様

倉吉市長

印

倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例第11条第2項の規定による繰上げ徴収をするので、次のとおり納期限を変更します。

記

繰上げ徴収の理由		
決 定 金 額	円	
既に納期限が経過した分担金	円	
繰上げ徴収する分担金	年度	円
変更後の納期限	年 月 日	

備考

別に発行する納入通知書で納めてください。

(教示)

様式第7号（第7条関係）

集落排水事業受益者異動申告書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

旧受益者 住 所  
氏 名 ㊦

新受益者 住 所  
氏 名 ㊦

次のとおり受益者の異動があったので、倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程第7条第1項の規定により申告します。

記

排水区域名	
受益地	倉吉市
異動年月日	年 月 日
異動理由	

様式第8号（第7条関係）

集落排水事業受益者分担金納付義務消滅通知書

年 月 日

受益者

住 所

氏 名 様

倉吉市長

印

あなたから 年 月 日付けで申告のありました集落排水受益者の変更により、次のとおり分担金の納付義務が消滅しましたので倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程第7条第2項の規定により通知します。

記

排水区域名	
受益地	倉吉市
異動年月日	年 月 日
異動理由	

様式第9号（第8条関係）

集落排水事業受益者分担金納付管理人申告書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

受益者 住 所

氏 名 ㊦

倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程第8条の規定により、受益者分担金の納付に関する事項を処理させるため納付管理人を設定（変更・廃止）しましたので申告します。

記

区 分	設 定 ・ 変 更 ・ 廃 止			
納付管理人	住 所			
	フリガナ			
承 諾 欄	氏 名			
摘 要 欄				
納付管理する 分 担 金	受 益 地	倉吉市	排水区域名	
	分担金額	円		

様式第10号（第9条関係）

集落排水事業受益者住所・氏名変更申告書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

受益者 住 所

氏 名 ㊦

次のとおり受益者の住所又は氏名に変更があったので、倉吉市集落排水事業受益者分  
担金徴収条例施行規程第9条の規定により申告します。

記

区 分	住 所		氏 名
旧			
新			
受 益 地	排水区域名		
	所 在 地	倉吉市	
摘 要 欄			